

第 7 回 第 1 農地部会 議 事 録

日 時 平成30年7月18日(水) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 2 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・3 坂倉^{さかくら} 行光^{ゆきみつ}・4 田村^{たむら} 明^{あきら}・5 前川^{まえかわ} 洋子^{ようこ}
8 喜多^{きた} 義幸^{よしゆき}・10 川口^{かわぐち} 邦次^{くにじ}・11 横山^{よこやま} 帛生^{はくお}・12 浅生^{あさお} 哲也^{てつや}
13 平井^{ひらい} 秀次^{ひでつぐ}・21 坂野^{さかの} 大徹^{だいてつ}・24 川邊^{かわべ} 千秋^{ちあき}

以上11名

欠席委員 1 太田^{おおた} 泰弘^{やすひろ}・9 石井^{いしい} 康宏^{やすひろ}・19 佐野^{さの}すま子^こ

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・長谷川次長・竹田主査

総合支所 河芸：倉田主事補 美里：向出主査 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 10 川口^{かわぐち} 邦次^{くにじ}・11 横山^{よこやま} 帛生^{はくお}

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第7回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は1番の太田泰弘委員、9番の石井康宏委員、19番の佐野すま
 子委員3名です。出席委員は11名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。10番川口
 邦次委員、11番横山帛生委員よろしくお願ひします。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から第6号ま
 で、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 それでは説明をさせていただきます。説明は座って失礼をいたします。
 議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま
 す。
 番号1から12で、合計件数は12件、合計面積はいずれも田で35,93
 2㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
 約したものであります。
- 3ページから5ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ござい
 ます。
 番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は23,373.1㎡で、その内
 訳は田が17,032㎡、畑が6,007.22㎡、その他が333.88㎡で
 ございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地に
 なっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導
 しております。
- 6ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてござい
 ます。
 番号1、長屋住宅用地
 番号2、3、4、5、一般個人住宅用地
 合計件数は5件、合計面積は2,422.56㎡で、その内訳は田が920
 ㎡、畑が1,502.56㎡でございます。
- 7ページから8ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権
 移転）でございます。
 番号1、デイサービス施設用地
 番号2、宅地分譲用地
 番号3、4、駐車場用地
 番号5、宅地分譲用地

番号6、駐車場用地
番号7、資材置場用地
番号8、集合住宅用地
番号9、アパート・駐車場・駐輪場用地
番号10、太陽光発電施設用地
番号11、一般個人住宅及び倉庫用地
でございます。

合計件数は11件で、合計面積は11,797.91㎡、この内訳は田が6,427㎡、畑が5,370.91㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、有料老人ホーム施設用地
でございます。

件数は1件で、面積は田で3,232㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で面積が102㎡、取得年月日は昭和50年11月1日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は畑で面積が199㎡、取得年月日は平成7年3月29日でございます。

番号3、権利者 _____、申請地は畑で面積が155㎡、取得年月日は平成7年3月29日でございます。

これらの案件につきましては、いずれも権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、合計件数は3件、合計面積はいずれも畑で456㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願ひします。
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 11ページから12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、
でございます。

番号1、地区 栗真 外、受人 _____、面積 18,331.17㎡
渡人 _____、面積 1,988㎡ 申請地 栗真小川町山脇 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 362㎡ 外2筆、合計面積 1,988㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 一身田、受人 _____、面積 220,097.4 m²、渡人 _____、面積 8,448 m² 申請地 一身田豊野たノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,527 m² 外4筆、合計面積 7,536 m²。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 一身田、受人 _____、面積 44,400 m²、渡人 _____、面積 44,400 m²、申請地 一身田町七ノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 119 m²。

これにつきましては、申請地に隣接する受人の_____である田が、_____に伴い、補てんするため代替地として取得しようとするものです。

番号4、地区 楡形、受人 _____、面積 93,537.2 m²、渡人 _____、面積 4,555 m² 申請地 安東町木若_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 417 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 雲出、受人 _____、面積 129,593.2 m²、渡人 _____、面積 309 m² 申請地 雲出長常町八幡_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 309 m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 豊津、受人 _____、面積 7,366 m²、渡人 _____、面積 505 m² 申請地 河芸町一色石橋_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 505 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 村主、受人 _____、面積 15,324.65 m²、渡人 _____、面積 5,898 m² 申請地 安濃町光明寺石ノ下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 165 m² 外1筆、合計面積 197 m²。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 安濃、受人 _____、面積 235,967 m²、渡人 _____、面積 803 m² 申請地 安濃町安濃天伯_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 460 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 明合、受人 _____、面積 28,429 m²、渡人 _____、面積 1,192 m² 申請地 安濃町田端上野瀬戸

野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 380㎡。

これにつきましては、受人は、高齢による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は9件、合計面積は、11,911㎡、このうち田が10,988㎡、畑が923㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂野委員 21番、坂野です。7月4日に地元推進委員と確認に行ったところ、問題なしということで、報告をさせていただきます。

議 長 はい、ありがとう。番号2番。

田村委員 4番、田村です。7月11日に地元推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとう。番号3番。

田村委員 4番、田村です。これも7月11日に地元推進委員と現地確認を行いました。これについても、特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとう。番号4番。

前川委員 5番、前川です。7月13日に地元推進委員と連絡をとり、特に問題ないということです。事務局の説明どおり、特に問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとう。番号5番。

事務局 本日は1番の太田委員がご欠席でございますが、事前に、隣接地区を担当する地元推進委員に確認をいただいて、問題なしということをご報告を受けておりますので、ご報告いたします。

議 長 はい、ありがとう。番号6番は私の地区で、地元推進委員も別に問題ないということですし、事務局の説明のとおりで問題ないと考えております。よろしく申し上げます。番号7番。

平井委員 13番、平井です。7月9日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということで、事務局の説明どおり、何も問題ないと考えています。

議 長 はい、ありがとう。番号8番。

浅生委員	12番、浅生です。地元推進委員も問題なしということで、よろしくお願ひします。
議 長	はい、ありがとう。番号9番。
浅生委員	12番、浅生です。地元推進委員も問題なしということで、よろしくお願ひします。
議 長	地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号1、地区 櫛形、申請者 _____、申請地 殿村井尻_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 141㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、昭和50年ごろから、労力不足により耕作できなくなり、その後40年以上放置された結果、荒廃し、木々が生い茂った状態となっており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 高茶屋、申請者 _____、申請地 高茶屋小森町竹縄_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 440㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地をコンテナ置場用地とするものですが、平成28年4月から駐車場及びコンテナ置場用地として使用されており、所有者から始末書の提出があります。</p> <p>なお、当案件につきましては、平成30年4月18日に所有権移転で許可されましたが、平成30年6月部会において、事業計画の変更を理由に許可取消願が承認された案件でございます。</p> <p>また、事業計画としましては議案第3号の番号10で許可を受けようとする案件に関連するもので、2筆であった土地を今回4筆に分筆し、筆ごとに転用許可を得ようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里睦合町大掛_____、台帳地目 畑、現況地目 畑・宅地、面積 1,983㎡のうち898㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地、一般個人住宅用地とするものですが、一般個人住宅用地については、昭和50年に住宅を建築した際に一部当該農地へ越境しているため、所有者から始末書が提出されており、こ</p>

れを追認しようとするものであり、太陽光発電施設用地については、新規に許可を得ようとするものです。

パネル設置面積は、499㎡、設置率は、転用面積の62%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生野端_____、台帳地目は畑、現況地目は山林、面積 204㎡。

これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、昭和20年ごろから、水はけや日当たりが悪く休耕していたところ、雑木が生え山林化したもので、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

なお、当案件は次の番号5及び番号6の案件と隣接したものとなっております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生野端_____、台帳地目は畑、現況地目は山林、面積 323㎡。

これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、昭和20年ごろから、水はけや日当たりが悪く休耕していたところ、雑木が生え山林化したもので、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生野端_____、台帳地目は畑、現況地目は山林、面積 323㎡。

これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、昭和20年ごろから、水はけや日当たりが悪く休耕していたところ、雑木が生え山林化したもので、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件で、合計面積は2,329㎡、このうち田が440㎡、畑が1,889㎡でございます。

これら案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。7月9日に地元推進委員と現地確認をしまして、事務局の説明どおり、特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとう。番号2番。

事務局 こちらも1番太田委員の案件になります。事前に、9日に地元推進委員立会いのもと、現地確認を実施し、問題ないという報告を受けておりますので、ご報告いたします。

議 長 ありがとう。番号3番。

坂倉委員 3番、坂倉です。7月9日に地元推進委員と一緒に、現地確認をしました。

事務局の説明どおり何も問題ございませんので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとう。番号4、5、6番。

平井委員 13番、平井です。重複しておりますので一括して申し上げます。7月9日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということでございますので、事務局説明どおり、何も問題ないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 14ページから15ページをお願ひいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 白塚町浜新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 524㎡ 外1筆、合計面積 743㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、460.92㎡、設置率は、転用面積の62%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、受人 株式会社_____ 代表取締役_____、渡人 _____、申請地 長岡町井戸_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 214㎡ 外1筆、合計面積 478㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を放課後等デイサービス施設用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 安東町木若_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 197㎡。

これにつきましては、受人が自ら営む土木・建設業用として申請地の隣で使用している資材置場が手狭になってきたことから、渡人から申請地を譲り受け、拡張しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 楡形、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 分部赤坂_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 171㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、150.15㎡、設置率

は、転用面積の87.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号5、地区 櫛形、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡
人 _____、申請地 分部五反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面
積 1,188㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、699.6㎡、設置率は、
転用面積の58.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反
田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,175㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、699.6㎡、設置率は、
転用面積の59.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反
田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,438㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、699.6㎡、設置率は、
転用面積の48.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____、申請地 産品宮ノ
前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 178㎡ 外1筆、合計面積
359㎡。

これにつきましては、受人は、隣接する宅地も同時に購入することから、渡
人から申請地を譲り受け、既存宅地が手狭であることから駐車場、物置、進入
路用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 片田、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地
片田久保町宮之腰_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 101㎡ 外
2筆 合計面積 248㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を受人自
身が隣接地で経営を予定している学習塾の駐車場用地とするものです。農地区
分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、申請地 高茶
屋小森町竹縄_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 44㎡ 外
1筆、合計面積 498㎡。

これにつきましては、申請地を福祉施設用駐車場及びコンテナ置場用地とす
るものですが、平成28年4月から当目的で既に使用されており、所有者から
始末書の提出があります。

なお、当案件につきましては、平成30年4月18日に所有権移転で許可さ
れましたが、平成30年6月部会において、事業計画の変更を理由に許可取消
願が承認された案件でございます。

また事業計画としましては議案第2号の番号2で審議された案件に関連する

もので、2筆であった土地を今回4筆に分筆し、筆ごとに転用許可を得ようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号11、地区 豊津、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町影重浜新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 227㎡ 外2筆、合計面積 890㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の54%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 黒田、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町三行高城_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 597㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の50.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 椋本、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本小場左馬_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,697㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 香良洲、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田_____、台帳地目畑、現況地目 雑種地、面積 991㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、平成29年12月15日から既に一部を造成してしまっただことについての始末書が提出されております。パネル設置面積は、527.04㎡、設置率は、転用面積の53.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は14件で、合計面積は10,670㎡、このうち田が5,639㎡、畑が5,031㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 4番、田村です。7月9日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、問題ないと判断します。

議長 ありがとうございます。番号2番。

太田委員 2番、太田です。9日に地元推進委員と現地確認しました。何ら問題ござい

ません。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。番号3番から8番まで。

前川委員 5番、前川です。3番は7月9日に現地確認しまして、地元推進委員は当日欠席でしたが、後日、問題ないと連絡ありました。あとは、事務局の説明どおり、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。4番は7月9日に現地確認をし、地元推進委員で確認しました。特に問題ないということです。5番から7番は7月9日に、守山会長、喜多部会長、地元推進委員とで現地確認をしまして、特に問題ないということです。事務局の説明どおり、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。8番は7月9日に地元推進委員と現地確認しまして、特に問題ありませんので、事務局の説明どおりです。

議長 ありがとうございます。番号9番。

前川委員 5番、前川です。7月9日に現地確認しまして、地元推進委員と確認しまして、特に問題ないということです。事務局の説明どおり問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。番号10番。

事務局 こちらも1番太田委員の案件になります。事前に、9日に地元推進委員で立会いのもと、現地確認を実施し、問題ないと報告を受けておりますので、ご報告をいたします。

議長 番号11番。これは私の地区ですが、地元推進委員も別に問題ないということで、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 番号12番、これも私の地区ですが、地元推進委員も別に問題ないということで、事務局の説明のとおりでございます。番号13番。

川口委員 10番、川口です。9日に会長も出席いただきまして、地元推進委員に現地確認をしていただきました。別に、説明どおり問題はないということではございますが、この場所は、住宅地と農用地と背中合わせのような場所でございますので、農業の方と住宅の方とでいろんな意見も、今後出る可能性があるかもしれませんが、この案件に関しては別に意義はありません。

議長 ありがとうございます。番号14番。

事務局 こちらも1番太田委員の案件になります。事前に、9日に地元推進委員の立会いのもと、現地確認を実施し、問題ないと報告を受けておりますので、ご報告をいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 雲出、借人 _____、貸人 _____、申請地 雲出長常町上段々_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 138㎡。

これにつきましては、借人が近接地で自ら営む自動車販売業用として、貸人との間に5年間の賃貸借権を設定し、申請地を車両置場用地とするものですが、平成28年4月から駐車場として利用されており、始末書が提出されています。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 長野、借人 合同会社_____ 代表社員 _____、貸人 _____、申請地 美里町平木野副_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,392㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、353.66㎡、設置率は段差があり設置不可能な場所があるため、転用面積の23.8%になります。

以上、件数は2件、合計面積は1,530㎡、このうち田が1,392㎡、畑が138㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

事務局 こちらも1番太田委員の案件になります。事前に、9日に地元推進委員立会いのもと、現地確認を実施し、問題ないとの報告を受けておりますので、ご報告をいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。番号2番。

横山委員 11番、横山です。7月9日に守山会長、喜多部会長にご出席いただきまして、事務局支所職員、地元推進委員とともに現地確認を行いました。設置業者は来ませんでしたけれども、貸人が立会いのうえ、確認しました。隣接する土地はすでに太陽光の施設になっておりまして、その延長でもありますので、事務局の説明どおり、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

恐れ入りますが、訂正をお願いいたします。番号2の右端「施設の概要」欄でございますが、一番右が「農業用」で切れてしまっておりますので、これを農業用倉庫としていただきますようお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、番号1、地区 神戸、借人 _____、貸人 _____、申請地 神戸大木 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 763㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里窪田町明星垣内 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 135㎡ 外1筆、合計面積 220㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅・駐車場・農業用倉庫用地とするものです。

なお、農業用倉庫については既に建設されておりますが、自己の所有地に自己の農業用倉庫を建設する場合、農地法施行規則第29条の規定により、許可が不要となるもので、このたび当該申請により許可を得ようとするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は畑で983㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。7月9日に地元推進委員と現地確認をしました。事務局の説明どおり、特に問題ないと思いましたので、よろしくお願い致します。

議長 番号2番。

坂倉委員 3番、坂倉です。7月9日に地元推進委員と一緒に現地確認しました。特に問題ございませんので、事務局の説明どおりでありますので、よろしくお願い致します。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で31,257㎡、畑の使用貸借で8,579㎡、契約件数は18件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で2,118㎡、契約件数は1件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で8,524㎡、契約件数は2件でございます。

芸濃地区、美里地区、香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて41,899㎡、畑の集積が、使用貸借で8,579㎡、合計契約件数は21件、合計面積は50,478㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区3件、河芸地区1件、安濃地区1件で合計5件、合計面積は18,411㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で23.8%、面積で36.5%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号14についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号2、ほか3件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この4件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第6号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
第7回第1農地部会を終了いたします。

午前11時27分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

平成30年7月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____